

令和5年度第17回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年3月25日（月）

開催時間 14時30分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第34号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第35号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第6 報告第36号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第7 報告第37号 就学指定校変更認定の件（非公開）
- 日程第8 議案第50号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
- 日程第9 議案第51号 芽室町学校医委嘱の件
- 日程第10 議案第52号 芽室町学校歯科医委嘱の件
- 日程第11 議案第53号 芽室町学校薬剤師委嘱の件
- 日程第12 議案第54号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）
- 日程第13 議案第55号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則廃止の件
- 日程第14 議案第56号 芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則制定の件
- 日程第15 議案第57号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則廃止の件
- 日程第16 議案第58号 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
- 日程第17 協議案第5号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定（案）の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 3 4 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度就学援助認定総括表(3月認定者)

(令和6年3月1日現在)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1					1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	1	0	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

合計 1

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	1					1
						0
						0
						0
0	1	0	0	0	0	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計 1

令和5年度就学援助認定総括表

(令和6年3月1日現在)

申請世帯	138	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	120	世帯
要保護世帯	2	世帯
準要保護世帯	118	世帯
経済的困窮世帯	45	世帯
児童扶養手当受給世帯	70	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	16	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(3月1日現在)

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	9	12	10	9	18	9	67
上美生小学校							0
芽室西小学校	6	7	4	4	7	3	31
芽室南小学校							0
帯広栄小学校						1	1
合 計	15	19	14	13	25	13	99

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	11	15	22	48
上美生中学校		1	1	2
芽室西中学校	1	7	8	16
合 計	12	23	31	66

合計

165

●準要保護不認定者数一覧(3月1日現在)

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	1	1	5		2	11
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1			2	1	5
芽室南小学校				1		1	2
合 計	3	2	1	6	2	4	18

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2		2	4
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1		3
合 計	4	1	2	7

合計

25

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
5	6	7	1	8	3	30
						0
4	4	4	2	2	1	17
						0
						0
9	10	11	3	10	4	47

(中学校)

1年	2年	3年	計
6	11	11	28
	1		1
	7	5	12
6	19	16	41

合計

88

○要保護世帯

芽室小学校 6年 2人

○要保護の停止・廃止

芽室小学校 2年 1人

5年 1人

6年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

○町民税の非課税

芽室小学校 3年 1人

5年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 3 5 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

平成30年 3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・ 死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・ 診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第 6

報告第 3 6 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

＜条件＞

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	小学校6年及び中学校3年	卒業まで	印鑑
		上記以外の学年	学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第 7

報告第 37 号

就学指定校変更認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 8 条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

令和 6 年 3 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

就学指定校変更許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 申請時において芽室町民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
4. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

	事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転居	小学校6年以上の学年	在学中に通学区域外に転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで※	印鑑
		小学校5年以下の学年		学期末まで	
2	転居予定		転居予定地の通学区域指定校にあらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間	建築確認書・売買契約書・工事契約書・譲渡決定通知書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合		兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄または姉が卒業するまで	印鑑
4	身体的理由		病気治療または心身上の理由があり指定校への通学が困難な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校		在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等		教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

※小学校6年時に途中転居し、保護者が引き続き従前の住所地を通学区域とする中学校への入学を希望する場合についても同様とする。

適用年月日 平成25年3月1日

日程第 8

議案第 5 0 号

芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員等の任免を行おうとするものであります。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.1

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	有澤 勝 昭	教育推進課長	政策推進課長

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動元)
教育推進課長	坂 口 勝 己	町長部局	高齢者支援課長

令和6年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.2

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考
教育推進課長補佐 (教育支援担当)	清 末 有 二	教育推進課長補佐 (教育支援担当) (兼) 教育推進係長	

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動元)
教育推進課教育推進係長	林 宏 明	町長部局	高齢者支援課介護保険係長

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 9

議案第 5 1 号

芽室町学校医委嘱の件

令和 6 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 2 3 条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

木 田 和 宏 （公立芽室病院）

田 中 俊 英 （公立芽室病院）

酒 井 英 二 （公立芽室病院）

相 馬 学 （公立芽室病院）

和 田 孔 明 （公立芽室病院）

高 橋 佳 史 （公立芽室病院）

亀 田 健 太 郎 （公立芽室病院）

○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第 10

議案第 52 号

芽室町学校歯科医委嘱の件

令和6年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

令和6年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校歯科医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）

家 内 典 夫 （家内歯科医院）

藤 村 崇 央 （藤村歯科・矯正歯科医院）

正 木 俊 二 （正木歯科診療室）

南 舘 直 人 （みなみだて歯科医院）

石 垣 徹 （いしがき歯科クリニック）

今 井 崇 （めむろだいいち歯科クリニック）

日程第 1 1

議案第 5 3 号

芽室町学校薬剤師委嘱の件

令和 6 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 2 3 条の規定に基づき、
学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学校薬剤師委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（1 年間）

曾 根 義 継

日程第 1 2

議案第 5 4 号

第 1 2 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）

第 1 2 地区教科書採択教育委員会協議会規約第 9 条第 2 項ただし書きの規定に基づき、委員代理者を選任しようとするものあります。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

第12地区教科書採択教育委員会協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第12地区教科書採択地区（昭和39年5月4日付け北海道教育委員会告示第90号）内の町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、第12地区教科書採択教育委員会協議会と称する。

(協議会を設ける町村の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる町村の教育委員会（以下「関係町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 音更町教育委員会
- (2) 士幌町教育委員会
- (3) 上士幌町教育委員会
- (4) 鹿追町教育委員会
- (5) 新得町教育委員会
- (6) 清水町教育委員会
- (7) 芽室町教育委員会
- (8) 中札内村教育委員会
- (9) 更別村教育委員会
- (10) 大樹町教育委員会
- (11) 広尾町教育委員会
- (12) 幕別町教育委員会
- (13) 池田町教育委員会
- (14) 豊頃町教育委員会
- (15) 浦幌町教育委員会
- (16) 本別町教育委員会
- (17) 足寄町教育委員会
- (18) 陸別町教育委員会

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員18人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、関係町村教育委員会の教育長をもって充てる。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、円滑な運営に資するとともに責任を明確にするため、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
 - (3) 監事2名
- 2 役員は、委員が互選する。
 - 3 役員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で役員が交代した場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 6 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、開催の日時、場所及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議の運営)

第9条 会長は、協議会の会議の議長となる。

- 2 第11条に定める調査委員会の報告に基づき教科用図書を種目ごとに1種類決定するための協議を行う会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。ただし、委員に事故があるときは、当該教育委員会が指定する代理人が出席するものとする。
- 3 前項の会議にあっては、原則として委員全員一致により議決するものとする。ただし、十分な議論を尽くしても委員全員の意見が調わない種目については、委員（前項の代理人を含む）による採決を行い、過半数の同意をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第2項以外の協議を行う会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 5 前項の会議にあっては、出席委員の過半数をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 協議会の会議は、非公開とすることができる。

(選定した教科用図書の通知)

第10条 会長は、前条第3項の規定により教科用図書を選定したときは、遅滞なく関係町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第11条 協議会は、規則等の定めをもって調査委員会を設置する。

2 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聴くことができる。

3 調査委員会の委員は、協議会が指定する町村教育委員会の推薦に基づき、協議会が決定する。

4 前項の規定により調査委員会の委員が決定したときは、当該委員が所属する学校等の存する、又は居住する町村の教育委員会は、当該委員を委嘱するものとする。

(調査研究結果の報告)

第12条 調査委員会が協議会に調査研究の結果を報告する場合は、調査研究の経過、内容、具体的資料（小委員会で作成したものを含む。）、少数意見等を取りまとめた資料を作成し、行うものとする。

2 協議会は、調査委員会に必要な意見を求める場合において、教科用図書の優劣の順位を求めてはならない。

第5章 議事録及び資料の公表

(議事録等の作成)

第13条 協議会は、協議の経過、採択の理由等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備するものとする。

(公表の方法)

第14条 協議会の会議の議事録及び第12条第1項の資料については、関係町村教育委員会において、教科用図書を採択した後、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で、遅滞なく公表するよう努めるものとする。

2 その他公表に当たって必要な事項は、協議会において定めるものとする。

第6章 経費の支弁の方法及び会計年度

第15条 協議会に関する経費は、関係町村教育委員会の負担金をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年6月22日から施行する。

日程第 13

議案第 55 号

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則廃止の件

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則を廃止しようとするものであります。

令和6年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則を廃止する規則

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則(令和5年教委規則第5号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則

令和5年3月27日教委規則第5号

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 芽室町小中一貫教育の基本方針に関すること。
- (2) その他基本方針の策定に関して必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日程第 1 4

議案第 5 6 号

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則制定の件

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則を制定しようとするものであります。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

令和6年3月 日教委規則第 号

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 小中一貫教育の推進に関すること。
- (2) その他小中一貫教育の推進に関して必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

日程第 15

議案第 57 号

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則廃止の件

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則を廃止しようとするものである。

令和 6 年 3 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則を廃止する規則

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則（令和 5 年教委規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則

令和5年3月27日教委規則第4号

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会（以下「準備会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 準備会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 準備会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 地域スポーツ環境の整備に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、準備会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 準備会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日程第 16

議案第 58 号

芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中を改正しようとするものであります。

令和6年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則（昭和53年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号を次のように改める。

- （6） 託児所兼会議室を託児目的で利用するときは、その利用料を免除するものとする。

第8条に次の1号を加える。

- （7） 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、その利用料を減免するものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

許可番号 第 号

年 月 日

图例	图体名
	带切口块
	带切口块
	带切口块
	带切口块
	带切口块
	带切口块
	带切口块
	带切口块
	带切口块

申請者 住 所

氏 名

[illegible]

※印は記入しないで下さい。

許可番号 第 号

年 月 日

III

[illegible]

※体育館利用の際は本書を係員に提示して下さい。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

芽室町総合体育館内部改修工事において、館内に託児所兼会議室を整備したことから、関係条例施行規則の一部を改正するものであります。

日程第 17

協議案第 5 号

芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定（案）の件（非公開）

芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定（案）について、協議願います。

令和 6 年 3 月 25 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁